

無所属の中西とも子です。

「箕面市の子育て支援と教育について」3項目にわたり一般質問します。

第1回定例会の代表質問や委員会等で議論されたことと重ならない範囲で、あるいは議論を深める意味で質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

1-①

1項目目に「子どもの貧困の根絶」施策について伺います。

「子どもの成長見守り室」の業務について、市のHPには、「どのような家庭環境であっても子ども達はそのハンディを打ち破り、社会へ巣立っていくために、教育委員会や学校等が各種機関と連携し、乳幼児期から小中学校、高校卒業の時期に至るまで、切れ目なくそれぞれの子どもの状況を把握し、常に高いレベルで自信と能力、気概をもてるようサポートし続けるための仕組みを構築します。」とあります。

そこで「子どもの成長見守りシステム」には、経済的困窮、および養育リスクがあるという理由で、支援の見守りが必要な0歳から18歳までの子どもたちをリストに挙げていただいております、2018年9月末のデータでは4700名、そのうち「重点支援」を必要とされる子どもが、470名いる、とのことでした。この子どもたちは、学力調査1回、体力調査1回、生活状況調査が6月、12月の2回、合わせて年に4回実施されるステップアップ調査の結果から判定され、また支援や見守りにつないだ結果を確認することができることになっています。

そこで、お伺いします。

ステップアップ調査の対象外である就学前の子どもについては「重点支援」の判定はどのように行われているのでしょうか。また就学児童・生徒のうち、支援学級に在籍していたり、不登校などでステップアップ調査を受けなかったりした子どもについては、どのように判定されているのでしょうか。

さらに、中学校を卒業後の18歳までの子どもについて、進学した子どもや進学しなかった子どもがいると思いますが、彼らの判定方法についても教えてください。

また、ステップアップ調査を用いずに判定された子どもたちがそれぞれどれくらい存在し、彼らの見守り・支援体制が、どのようにになっているのか教えてください。

<答弁1-①>

ただいまの中西議員さんのご質問に対しまして、ご答弁いたします。

まず、「子ども成長見守りシステムの判定方法等」についてですが、「子ども成長見守りシステム」は、各部局が把握している家庭情報のデータと箕面子どもステップアップ調査のデータを結びつけ子ども個々の見守り判定を行っています。就学前の子どもについては、家庭の経済情報と児童虐待の状況や1歳6ヶ月児健診時などの母子保健事業で把握した養育状況等により、就学児童・生徒のうちステップアップ調査を受けなかった子どもと中学校を卒業後18歳までの子どもについては、家庭の経済情報と児童虐待などの養育状況により判定を行います。

ステップアップ調査結果を用いずに判定した子どもは、平成29年度において、就学前の子ども1,413人、就学児童・生徒は、公立が小学校10人、中学校28人、私立が小学校62人、中学校63人、中学卒業後18歳までの子どもは773人となっています。

就学前の子どもは、母子保健を所管する子どもすこやか室や子どもが在籍している保育所・幼稚園が、小中学校に在学している児童はその所属先である小中学校が見守り・支援を行います。中学卒業後18歳までの子どもについては、その対象が生活保護受給対象家庭である場合には健康福祉部生活援護室、その子どもに就労意欲があれば就労準備支援事業を担当している箕面市社会福祉協議会、また、中学から高校進学にかけて継続して学習支援事業を利用している場合には市が事業を委託しているNPO法人、子どもが若者居場所事業を利用している場合にはその運営法人などが見守り、支援を行っています。

以上でございます。

1-①-1

「子どもの成長見守りシステム」についてのただいまのご答弁に対して、再度伺います。ステップアップ調査を受けていない子どもたちの判定についてですが、データがない子どもの数が4700人のうち2349人いるわけですが、これらの子どもたちのなかに、重点的に見守りが必要な子どもはいるのでしょうか。もしいる場合は、どれくらいいるのでしょうか。

とくに中学卒業後、18歳までの子どもが773人いる、ということで、気にかかります。

「子どもの成長見守りシステム」では、各データによるリストアップ後の、見守り支援の結果を検証し、再判定する際に、基本的にはステップアップ調査の結果が反映されなければ、「見える化」とはならないと思われませんが、今後の課題等、どのようにお考えでしょう

か。

<答弁1-①-1>

ただいまの中西議員さんの再質問に対しまして、ご答弁いたします。

ステップアップ調査結果を用いず、「重点支援」と判定したのは就学前の子ども 41 人、小学校 6 人、中学校 6 人、中学卒業後 18 歳までの子どもは 35 人です。

なお、ステップアップ調査結果は子ども成長見守りシステムで扱う複数のデータの一つであり、このデータがないからと言って「見える化にならない」とのご指摘は当たりません。

今後は、高校との連携をさらに深めていくとともに、中学卒業後の子どもやその家庭に関わる機関をいかに増やしていけるかが課題と考えています。

以上でございます。

中学卒業後も子どもや家庭への関わりや支援をぜひ、よろしくお願いいたします。

子どもの成長見守りシステムは、データ上で重点的に見守りが必要な子どもを一人ひとりチェックし、分析して各学校等に提供されていると伺っています。大変骨の折れる作業だと思います。一方、データを提供された先では、子どもの見守りや指導、支援の際に参考にされていると聞いておりますが、就学中において、ステップアップ調査を受けない子どもたちについては、学校等による見守り過程のなかでその成果を確認し、子どもの成長見守り室にフィードバックされ、履歴に残していく必要はないのでしょうか。

また、中学卒業後の子どもたちについての見守り・支援と、その成果についても、必要ならば支援につなぐ、ということが求められると考えます。システムの狭間で、支援が必要な子どもが見落とされることのないようにしていく必要があると指摘しておきます。

1-②

さて 2013 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。この法律を受けて、箕面市は 2017 年に「子どもの貧困実態調査」を公表しました。そこでこの調査結果をもとに、質問します。

このときは、見守り対象者は約 4 3 0 0 名でしたが、重点支援が必要な子どもは、何人だったのでしょうか。

また、この調査では「地域資源調査」もおこなわれています。

学校や関係機関、地域と連携した支援の内容や手法などについて分析し、①経済的支援②人とのつながりや居場所③学習支援や健康管理という 3 つに分類して、各支援項目が示されていますが、未就学児にかかわる「居場所」(ソーシャルキャピタルの関わる支援)や、

未就学・就学児の保護者に関わる支援が、とく手薄であるというのが、よくわかります。

また経済的支援については、生活保護や児童扶養手当、就学援助以外に、わずかな貸付制度もありますが、そもそも経済的に困窮している世帯が借金しても返済が厳しく、利用度は極めて低いのが現状ではないでしょうか。子どもの貧困は、親の経済状態にかかわらず、行政の支援が十分ではないことを物語っています。

まず「子どもの貧困」というものを市はどのように定義しているのでしょうか。たとえば、箕面市では、就学援助の対象は、生活保護需要額の1.2倍未満となっていますし、給食費については、1.0までの世帯と児童扶養手当受給世帯が支援対象として適切である、との判断を示されています。「子どもの貧困の根絶」を議論する際の、前提となりますので、経済的な貧困ラインをどう捉えるかについて、説明をよろしく願いいたします。

<答弁1-②>

「子どもの貧困実態調査」について、ご答弁いたします。箕面市子どもの貧困実態調査は、平成28年度に箕面市における子どもの貧困の実態を把握するため、内閣府の「地域子供の未来応援交付金」を活用し、大阪府立大学の山野研究室に委託し実施しました。

この調査は、「子どもの実態把握調査」として、子どもの家庭環境と箕面子どもステップアップ調査の結果との関連性の分析、「地域資源調査」として学校や関係機関の支援内容・頻度・手法等が十分かつ効果的かどうかを調査したもので、ご質問の重点支援の判定は行っていません。

次に、「子どもの貧困」の定義についてですが、箕面市では貧困家庭を経済的困窮家庭と養育カリスクのある家庭と定義し、それぞれ、もしくは両方の家庭に属する子どもを見守りや支援の対象の子どもと考えています。

経済的困窮家庭とは、生活保護、児童扶養手当、就学援助、子ども医療 非課税階層のどれか1つ以上を利用している家庭、また、養育カリスクのある家庭とは、児童虐待において「箕面市要保護児童対策協議会」のケース進行管理台帳に掲載されている世帯、そして、母子保健事業における要フォロー世帯と定義しています。

以上でございます。

1-③

次に、ソーシャルキャピタルに関わる就学前の子どもへの支援（人とのつながり・居場所の提供）について、各小学校区における地域資源の状況はいかがでしょうか。

また同様に「親の支援」についても、どのような支援が行われ、かつ必要であると認識されているでしょうか。

<答弁1-③>

「就学前の子どもへの支援に関する地域資源の状況と親の支援」について、ご答弁いたします。

まず、各小学校区における地域資源の状況についてですが、親子が自由に集える場として市内3ヶ所に設置している子育て支援センターに加え、保育士、保健師などがセンター未設置の小学校区の公共施設などに出向き開催している出張子育てひろば、公・民保育所や幼稚園で実施している園庭開放、社会福祉協議会等が実施している子育てサロン、NPO法人や子育てサークルが実施している親子交流会等があります。

次に、「親の支援」についてですが、就学前の親への支援として、孤立感なく楽しく子育てができる環境や場づくりとその情報提供が必要と考え取り組んでおり、妊娠期からの支援として子どもすこやか室の保健師や助産師が行う相談対応やサポート、パパママ教室など、出産後は新生児・産婦訪問などに加え、新年度からは産後ケア事業を開始し、その充実を図ります。

子育て期の親支援としては、子育て支援センターや出張子育てひろばにおいて保育士、保健師、歯科衛生士等の専門職が子育てや子どもの発育状況の相談等に対応するとともに同世代の子どもを養育する親同士を繋げるなど孤立感なく安心して子育てができるよう支援を行っています。また、保育所等での育児相談や市の保健師等が行う母子健康相談なども支援の一つと認識しています。

このほか、家に閉じ籠もることなく、親子で気軽に外出することも子育てを行う親のリフレッシュに繋がることから、公共施設へのキッズコーナーの設置やキッズパークの整備などにも取り組んできました。また、これら取り組みの情報提供を適宜・適切に行う手法として、市広報紙やホームページに加え、妊娠期から就学前を7期に分け、タイムリーに情報提供する「子育て応援ブックスマイル」を作成し、今年度から乳幼児健診時などに配布するとともに、必要に応じて説明を行っています。

以上でございます。

1-④

また「子ども成長見守りシステム」は、支援が必要な子どもを見つけ、支援につないだ結果を検証するというものですが、一人ひとりの子どもについて、学校は、学校内のことについては見守ってくれると思いますが、家庭環境を含めて総合的な支援や支援結果を継続して見守るのは、子ども見守り成長室であると考えてよいでしょうか。

さらに貧困の連鎖を経つ、という意味で、先ほどのご答弁でも「携わる機関を増やす」とのおとですが、コントロールタワーとしての18歳以降の見守りは、どこが引き継ぐの

でしょうか。

「子ども成長見守りシステム」で得たデータを、どのように活かし、支援につなげるのか、が大切であることは言うまでもありませんが、子どもは一人ひとりが個別の環境で育ち、多様な課題を抱えています。学習支援は大切なテーマですが、個々の子どもに応じた支援の在り方が重要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、基礎学力を身につけることの他に、自己肯定感や幸せに生きるために必要なことを、みずから考え、みずから行動する力、いわゆる「生きる力」をどのように育むのか、が大変重要だと考えますが、市の見解と、そのための取組みをお聞かせください。

<答弁1-④>

「総合的な支援や支援結果を継続して見守る部署等」について、ご答弁いたします。

子ども成長見守り室は、支援のコントロールタワーとして、18歳までの子どもの状況を定点で把握し、学校を始め庁内の関係課室に対応を指示し、あるいは外部の関係機、関に対応を依頼します。18歳に到達し、まだ支援が必要な場合には、生活困窮者自立支援の窓口など、その時点で対象の子どもや家庭に必要な支援の担当部署に引き継ぎます。

子ども成長見守りシステムでは、子どもの状況を学力だけでなく、非認知能力と言われる、意欲、自制心、自立性などの状況や変化により支援の必要性を判定し、個々に応じた支援へのつなぎや見守り等を実施しており、これらの支援によって、いわゆる「生きる力」が育まれるものと考えています。

以上でございます。

色々取り組まれてきたことは承知していますが、しかし、それでも手のかかる子どもの子育てや、保護者の心身の不調、家庭環境などが重なり、ぎりぎりの局面で日々を送っている方々があります。これまで、見守りがあっても適切な支援が行われなかったケースも見てまいりました。ご自身からSOSを出しても、話は聞いてくれるがその後のフォローがないとか、適切な福祉サービスを受けるための助言が得られないケースや、法的な課題を抱えている方が「弁護士会へ行ってください」というアドバイスしかもらえず、途方に暮れたという例などさまざまにありました。比較的重い発達障害のあるお子さんの子育てをされている保護者の中には、子どもを公共施設に連れていっても、緊張の連続で休まるときがなく、周囲の目を感じて孤独感にさいなまれるという方もいらっしゃいます。私たちも、アンテナを広げて適切な支援につなぐ活動をさらに広げていかねばならないと認識しておりますが、やはり、人的資源や居場所がまだ足りないのではないかと強く思います。新年度からの産後ケア事業には期待したいと思いますが、子育て期の、複数の課題を抱え

た親支援について、課題の整理をお願いしたいと思います。

2-①

生きる力をどのように育むのかについて、具体的な答弁がありませんでしたが、今後もこの件については議論していきたいと考えます。

2項目目、いじめや虐待対策等について質問します。

子どものいじめや虐待問題は後を絶たず、箕面市においても重要な課題の一つになっています。

一昨年は、文部科学省の「いじめ対策・不登校支援等推進事業」を受託し、箕面市立の全小学5年生14校及び全中学1年生8校を対象に、大阪弁護士会の協力を得ていじめ予防のモデル授業が実施されました。

子どもたちへの事前・事後のアンケート結果からは、「困難な状況に接した際の対処方法や自尊感情等において、子どもたちに良い効果をもたらしたことが検証できた」という成果報告があったようですが、このモデル事業は、単年度で終了したため、今後の実施の有無は市に委ねられています。昨年はこの報告会が行われたようですが、どのような報告内容だったのでしょうか。そして市はこの事業についてどのように評価されているのでしょうか。また今後の実施の有無も合わせてお伺いします。

<答弁2-①>

「いじめ対策・不登校支援等推進事業」について、ご答弁いたします。

本事業は、平成29年度に文部科学省の「いじめ対策・不登校支援等推進事業」を受託し、大阪弁護士会の協力を得て、本市において「いじめ防止のための弁護士活用事業」として、市立全小学校の5年生と、中学校1年生でいじめ防止の授業を実施しました。事業終了後、授業の概要や、児童生徒に対する事前・事後アンケートの分析結果等を報告書としてまとめましたが、報告会は実施していません。

次に、この事業に関する市の評価についてですが、アンケートの分析結果から、いじめ防止授業を経験した児童生徒の意識は、「いじめについて友達に相談する」「いじめを見たら止めるために行動する」「相手の気持ちを考えて行動する」という項目が、小中学校とも有意に向上していることが分かりました。

また、児童の感想からは、授業の中で、ロールプレイ形式で実際にいじめの状況を演じることによって、いじめをすると嫌な気持ちになることや、そのときに自分が何をすべきかを学んだことが分かり、児童生徒にとって有意義な学習であったと考えています。

次に今後の実施についてですが、文部科学省からの受託は単年度であったため、今年度

以降は、希望する学校が学校予算で実施することとしており、今年度は2校が実施しました。

以上でございます。

2017年の「いじめ対策・不登校支援推進事業」は、全校実施の前に、学校や教育委員会との入念な準備を行い、実施されたとのこと。日頃子どもたちと接している学級担任や、スクールカウンセラーから、現在いじめが判明している学級とそうでない学級にわけて、授業の進め方や発問の内容・仕方についてのアドバイスを受けながら、各クラスの事情に応じた授業を組み立てたとのこと。子どもの権利委員会・法教育委員会委員のレポートの中に、「2018年6月8日に箕面市全小中学校でのいじめ予防授業実施に関する報告会兼研修会を企画している」とあり、「箕面市教育委員会が文科省に提出された報告書をもとに、箕面市の教育関係者からの生の声も伺う予定」とありましたので、質問させていただきました。報告会が中止になったのか、あるいは箕面市教育委員会としては参加されなかったのかもしれませんが。

いじめやいじめによる不登校問題について、個性のある子どもや、人と異なる行動の子どもたちがいじめのターゲットになる例があり、子どもたちへのアプローチは多種多様な手法があると思います。学校や地域でも取り組んでいただいておりますが、効果や有意性のある取り組みについては、これからも取り入れていただきますよう、お願いいたします。

2-②

また子どもや保護者、教員らが相談できる体制について伺います。

スクールカウンセラー（SC）は、中学校には週1回、小学校へは月1回、学校を訪問し、相談支援を行っています。また教育センターでも相談を行っていますが、いずれも予約待ち状態であり、保護者が、いつでも気軽に相談できる体制とは言い難いのではないのでしょうか。

スクールカウンセラーの増員について、どのように検討されてきたのでしょうか。

また、夏休みは相談がないため、この期間に問題や悩みが生じたときには対応できません。これも子どもらにとっては、相談しやすい体制にはなっていないように思われます。

また箕面市の「いじめホットライン」の利用状況はいかがでしょうか。

先般、親の虐待について、「誰にも言わないから」というアンケートに応じた小学生が、じつは親に筒抜けになっていた、という辛い事件がありました。子どもたちの中には、大人とはそういうものだ、大人とのこの種の約束は信じない、と感じた子どもが少なからずいたのではないのでしょうか。その意味で、子どもたちに信頼や安心感を与えるために、ど

のような対策をおこなわれたでしょうか。

また、さらに、先日小学生が卒業式を前に、飛び降りるといふ悲しい事件がありました。学校やご家族には兆候が見えなかったのだと思います。子どもとはいえ、何もかも感情を露わにするとは限りません。大人が気づかないところで、思い、悩むことがあると思います。とくに卒入学の季節は何かと心が揺れる時期であるため、この間の事件をうけて、子どもたちに対し、何らかの心のケア対策が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

<答弁2-②>

「スクールカウンセラーといじめホットライン」について、ご答弁いたします。

まず、スクールカウンセラーは、中学校及び小中一貫校には週1回、小学校には月1回配置しており、いずれの学校においても、予約すれば次回の相談日に相談することができる状況です。また、教育センターでの相談は、申し込みを受ければ直ちに担当者を決め、担当者から連絡して相談日時を決めており、緊急の場合は即時に対応しているため、「予約待ちで保護者が気軽に相談できない」とのご指摘は事実ではありません。

本市では、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを市の単独負担で加配しており、1校あたりに投入している経費は、スクールカウンセラーでは大阪府内平均の2倍以上、スクールソーシャルワーカーでは約6倍となっています。スクールカウンセラーの増員の予定はありませんが、スクールソーシャルワーカーは新年度から増員し、総勤務時間が1.4倍になる予定です。

なお、長期休業期間中は、学校でのカウンセリングは行っていませんが、教育センターでスクールカウンセラーも含め対応しており、ご指摘は事実ではありません。

次に、「箕面市いじめ・体罰ホットライン」の利用状況は、昨年度は3件、今年度は現在のところ1件です。

次に、子どもたちに信頼や安心感を与えるための対策ですが、虐待が疑われる事案の対応について、学校が相談を受けたり、子どもの身体に殴られたあざなどを発見したりした場合には、速やかに児童相談支援センターや子ども家庭支援センターに通告し、関係機関で協議の上、組織的な対応方針に従い丁寧に対応しています。

次に、卒業式前の小学生の悲惨な事案に関する子どもたちの心のケアについてですが、現在のところ学校から児童生徒が動揺をきたしているとの報告は受けていませんが、学校には子どもの声に耳を傾け、一人ひとりの様子をしっかりと把握するよう指示しており、学校から要請があった場合には、すぐに教育センターの教育相談員やスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒の心のケアにあたる体制をとっています。

以上でございます。

ただいまのご答弁では、現状をよくご存じないようなので、あらためて少し説明させていただきます。私は実際に教育センターをご利用されている保護者の方々から、伺ったことを申し上げております。スクールカウンセラーの方は毎日、常駐されているわけではありません。また保護者の方も仕事に就かれています。実際にはスクールカウンセラーの方と保護者の日程が合わないことが多々あるそうです。急ぎ、相談したいと思ってもフレキシブルな対応とならないことがあるのです。予約が取りづらく、学校へのフィードバックもかなわなかったという方、担当のカウンセラーさんが退職された、などが重なり、もうセンターには行かなくなった、という声もあります。

また、長期休業中のカウンセリングは、教育センターで、とのご答弁についてですが、たとえば子どもがセンターまで行く、というのはハードルが高いのではないのでしょうか。

2-②-1

長期休業期間中の教育センターでのカウンセリングの実施状況を教えてください。

<答弁2-②-1>

「長期休業期間中の教育センターでのカウンセリング実施状況」について、ご答弁いたします。

教育センターでのカウンセリングは、長期休業中も月～土曜日の午前9時～午後5時まで受け付けており、今年度の長期休業中の対応は およそ290回でした。

以上でございます。

2-③

先ほども申しましたが、東部や西部の子どもたちが教育センターまで行くのはハードルが高く、当事者に寄りそった相談体制ではないと指摘しておきます。

さて近隣の川西市にある「子どもの人権オンブズパーソン」は、日本で最初に、条例により設置された子どもの人権擁護・救済のための公的な第三者機関です。1999年からいじめ、体罰、虐待等で苦しむ子どものSOSを受けとめ、子ども自身が「権利の主体」として問題解決に取り組めるよう支援してきました。子どもは、おとなが考える以上に、おとなに話を聴いてもらえていないと感じています。子どもたちは両親や学校の先生に対しては、身近な存在であるからこそ「心配をかけたくない、詮索されたくないから、本当のことを言えない」という繊細さをもっています。多くのおとなは「子どものため」を思っ

て子どもに関わりますが、おとな自身が日々の生活の中で余裕を失い、不安に苛まれていると、時として子どもの意見や心情を思いやれない場合もあります。

「子どものオンブズパーソン制度」について、子どもを取り巻く環境や、教員の多忙さ、相談支援体制の限界などと合わせて、子どもの目線で、何が子どもにとって一番よいのか、をあらためて考えるときではないでしょうか。この「子どもの人権オンブズパーソン」のように第三者の力を活用して子どもの人権を守る手法について、どのようにお考えでしょうか。

<答弁2-③>

「第三者の力を活用して子どもの人権を守る手法」について、ご答弁いたします。

いじめ、体罰、虐待等で苦しむ子どもの SOS を受け止め、子どもの人権を守るため、様々な場面でキャッチした情報から、たとえ些細な SOS でも専門家が心のケアを行う態勢をつくっており、中でも、いじめや学校で起きた事故等については、箕面市いじめ対策防止推進協議会の「いじめ問題等調整部会」において、学校から提出された全てのいじめ事案報告シートと事故報告書を弁護士や元警察官、スクールソーシャルワーカー、元校長、PTA 代表の第三者に閲覧いただき、学校や市教委の対応について問題はないか、改善点はあるかなど指導・助言をいただいています。なお、必要に応じて、いじめの被害にあった児童生徒に対して聞き取りをおこなうことも想定しています。

その他、法務大臣から委嘱を受けて、地域で人権相談や人権啓発等を行う人権擁護委員が本市で 10 名います。府内の人権擁護委員は法務局とともに、小中学校の児童生徒に「子どもの人権 SOS ミニレター」を配布し、このレターを通じて教員や保護者にも相談できない子どもの不安や悩みごとを把握し、学校や関係機関とも連携して解決にあたる取り組みや、「子どもの人権 110 番」強化週間における相談事業、依頼のあった小学校へ出張していじめの授業を行う「人権教室」などを行っているところです。

今後とも、このような相談機能の充実や、いじめの部会、人権擁護委員などの関係機関との一層の連携強化により、第三者の力も活用しながら子どもの人権を守る取り組みを進めていきます。

以上でございます。

子どもの人権オンブズパーソン制度は、「子どもの人権 SOS ミニレター」等とは、また異なる制度です。事前に伺っていた時には、まだ詳しくはご存じないとのことでしたので、今後この制度についても研究していただきますよう、お願いいたします。

3-①

3項目目に、子どもの居場所事業についてお伺いします。

はじめに、学童保育についての質問です。

新年度からの、各学校における学童保育数の増減について、どのような見通しになっているでしょうか。子どもの人数が増える学校の場合、指導員、補助員の増員については、机上で考えるのと、現場の実情とは、一致しない部分があるのではないのでしょうか。子どもの安全性と、豊かな生活の場を保障するという観点で、どのように検討されているでしょうか。欠員状況と合わせて、ご答弁をお願いします。

<答弁3-①>

「新年度の学童保育の増減の見通し」について、ご答弁いたします。

まず、新年度の学童保育は、現時点で、計1,636名の利用申し込みを受けており、前年同月比で135名の増となる見込みです。西小学校及び彩都の丘小学校は、現在の受入定員を超える申し込みがあるため、両校とも、学童保育室を増室し、学童保育の待機児童ゼロを維持します。

次に、支援員・補助員の配置ですが、国の定めた配置基準に基づく、箕面市子ども・子育て支援条例の規定により、概ね40名以下の支援単位ごとに、支援員1名、補助員1名の計2名の配置を行っており、利用児童の安全の確保や豊かな生活の場を提供しています。なお、今年度末で支援員4名の退職が予定されており、現在、欠員補充のための職員募集を行っているところです。

以上でございます。

4月1日からは、西南小、南小、中小、豊川南小の4小で支援員さんが不足しているなかで、学童保育が行われることになりそうで、大変危惧しています。たとえば、運動場が広い学校ではそれに対応できる支援員、補助員が必要です。現場を視察したところでは、広い運動場や開放されている体育館にたくさんの子どもたちが行き交って、ひやりとする場面が何度かありました。基本的には学童保育室40人に2人体制ですが、多様な子どもたちの中にはずっと見守りが必要な子どももいますので、人手不足が否めず、それぞれの現場に応じた適切な人の配置の必要性を痛感しました。

3-②

次に補助員の採用と処遇について、伺います。

箕面市の学童保育補助員さんの時給は何十年も前から同じ1040円とのこと。2

0年務めている方でも昇給がないと知り、大変驚きました。これは、いくら何でもあんまりではないでしょうか。スキルの高い継続性のある人材確保のためにも、納得のいく報酬体系が必須であると考えます。ちなみに豊中市は1170円、摂津市は1370円と箕面市より高い時給の自治体もあります。昇給を取り入れるなどの見直しを求めますが、いかがでしょうか。

<答弁3-②>

「補助員の処遇」について、ご答弁いたします。

補助員の時給の額については、長年、本市の学童保育を担い、補助員の雇用を行ってこられた箕面市社会福祉協議会と同額に設定しており、適正であると認識しています。なお、補助員は臨時職員として雇用しており、他職種の臨時職員同様、昇給制度の導入は考えていませんが、先ほどご答弁いたしましたとおり欠員補充のための職員募集を行っていますので、必要であれば応募いただきたいと存じます。

以上でございます。

数十年前に時給1040円と設定された時には、仕事の専門性や内容を考慮されてのことだったのではないのでしょうか。人材確保策について、賃金体系の改善も併せてご検討いただきますよう要望いたします。

3-③

次に夏休みにおける小学校高学年の居場所について、質問します。

箕面市では、夏休みの期間中、月～金曜日に9時～15時の間で、小学校の空き教室を開放しています。小学校1年生から6年生までが1つの教室を使用するのですが、プールのある日はまだしも、高学年の子どもにとって、6時間を一つの教室で過ごすのは、体を動かして発散させることができないわけですから、苦痛ではないのでしょうか。夏季の居場所について、工夫が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

<答弁3-③>

「夏休みの居場所づくり事業」について、ご答弁いたします。

夏休みの居場所づくり事業は、各小学校とも、プレイルームや多目的室などを居場所として確保し、児童が自由に遊んだり、自習などを行ったりする取り組みで、指導員が児童の安全の見守りを行っています。

そもそも、利用自体が自由で、来る時間も「何時くらいまでには来る」という緩やかな

ルールで、かついつ帰ってもよいものであり、あたかも6時間、1教室に拘束しているかのようなご理解をされているのであれば誤解です。

また、体育館の利用も行っており、プール実施日で参加児童が多い場合などは、可能な範囲でもう1室確保するなどしており、「1教室だけ」とのご指摘も事実ではありません。

以上でございます。

夏休みの居場所事業はご答弁いただいたように、子どもたちが何時にどれくらい来るか明確でないため、人員コーディネートが難しいと聞いています。

さて、体育館利用については、学童保育の子どもも利用するので、利用者が多い学校では、学年ごとに時間帯を区切るなどして使っているそうです。教室にはやはり多くの子どもがひしめいている状態の学校が存在します。もっと言うと教室が仮に複数使えたとしても、対応できる支援員の人数が不足しているため、子どもの安全を優先して1教室に集めることになる、という学校があります。とくに7月は利用者が多く、また去年は暑さ指数の関係で、校庭にでることも叶わず、ある学校では1教室も100名前後の子どもがいたとのこと。夏休みの居場所事業用に雇用される指導員さんは、研修もなく、子どもの一人ひとりをよく知らないこともあり、子どもとの信頼関係が築けていないなかで、大変な思いをされている例もあるそうです。そのような現場のありようを、お忙しいとは思いますが、実際に見ていただければありがたいです。

3-④

最後に新放課後モデル事業全般についての質問です。

新放課後モデル事業は実施から、6年が経過しました。7年目からは、困窮家庭の子どもを対象にしたトライアル事業が追加される予定です。

この事業がスタートしてから2か年については、児童アンケートが行われ、丁寧な報告書にまとめられました。さまざまな課題があったものの、各年、一定の検証が見えるかたちで行われています。この2か年において作成された報告書における子どもがおこなった評価について、市はどのように受け止めておられますか？その後、4年間について、アンケート調査は行ったのでしょうか。また、評価・検証はどのように行われ、文書化されているのでしょうか。委員会でのご答弁では、あまり結果が出ていない、とのことでしたが、その数値も含めて公開すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

また地域住民のみなさまにご協力いただいているプログラム学習については、どのような評価方法をとっているのでしょうか。

モデル事業を実施するならば PDCA サイクルが明確でなければならないと考えますが、そのあたりが見えてきませんので、よく分かるように説明をお願いいたします。

<答弁3-④>

「新放課後モデル事業の検証」について、ご答弁いたします。

まず、本モデル事業開始後の2ヵ年に実施した児童へのアンケート調査の結果は、プログラムの多様化や内容の工夫などに取り入れてきました。その後アンケート調査や文書化は行っていませんが、事業にご協力いただいている地域団体、PTA、学校、教育委員会などで構成する運営会議等の場において、利用児童や保護者の声を集め、プログラム内容の工夫や運営改善に活かしています。

また、活動の成果については、ステップアップ調査結果を用いて分析中です。

以上でございます。

モデル事業なので、きちんと検証すべきであることはあえて申し上げるまでもないことです。プログラムの評価について、ぜひ検証・評価が行われますよう、あらためて要望いたします。

本日の質問では、現場を見ていただくことや、そういうことができるようにするためにも人材不足の解消をはかることが課題であると、明らかになりました。

また子どもの「生きる力」をどう育てていくのかについて、今後も引き続き、議論しておきたいと考えております。

以上、私の答弁を終わります。